

★

広島県個人情報保護条例等の一部を改正する条例（条例第一号）（総務課）

一 改正の要旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、次に掲げる条例について、引用条項の整理など、必要な改正を行つた。

- 1 広島県個人情報保護条例
- 2 広島県個人情報保護条例の一部を改正する条例

二 施行期日

- 1 一の改正 平成二十九年五月三十日
- 2 一の改正 平成二十九年三月二十九日

★

広島県手数料条例等の一部を改正する条例（条例第二号）（財政課）

一 改正の要旨

全国的に増加傾向にある家畜の伝染性疾病に対応するための家畜検査手数料の新設などを、次の表に掲げる条例に定める手数料等の改正を行つた。

条 例	手 数 料 等 の 改 正 内 容
広島県手数料条例	全国的に増加傾向にある家畜の伝染性疾病に対するための家畜検査手数料の新設
広島県立総合技術研究所設置及び管理条例	国 の 技 術 的 助 言 に 基 づ く 低 炭 素 建 築 物 の 新 築 等 に 関 す る 計 画 の 認 定 の 申 請 に 対 す る 審 査 手 数 料 の 改 正 等
ひろしま産学共同研究拠点設置及び管理条例	建 築 物 の エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 の 向 上 に 関 す る 法 律 の 施 行 に 伴 う 大 規 模 な 非 住 宅 建 築 物 の 新 築 時 等 の 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 基 準 へ の 適 合 性 の 判 定 に 係 る 手 数 料 の 新 設 等
県立病院使用料及び手数料条例	研 究 所 の 設 備 の 利 用 又 は 試 験 等 の 依 頼 に 係 る 使 用 料 及 び 手 数 料 の 上 限 額 の 改 正
改正	研 究 拠 点 の 設 備 の 利 用 等 に 係 る 使 用 料 及 び 手 数 料 の 上 限 額 の 改 正 等

二 施行期日等

- 1 施行期日

平成二十九年四月一日
- 2 経過措置

広島県立総合技術研究所設置及び管理条例の改正規定の施行の際現に使用の許可を受けている者等のため、必要な経過措置を設けた。

★ 広島県税条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例（条例第三号）（税務課）

一 改正の要旨

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部が改正されたことに伴い、地方消費税、法人の県民税、法人の事業税、自動車取得税、自動車税及び個人の県民税に関する規定を改正した。

1 広島県税条例の一部を改正する条例の一部改正

地方消費税の税率の引上げに係る改正規定の施行期日を平成三十一年十月一日とした。

2 広島県税条例の一部改正

自動車税について、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は自動車税の税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は自動車税の税率を重くする特例措置について見直しを行い、その適用期限を一年延長した。

3 広島県税条例の一部改正

(一) 個人の県民税

個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除について、その対象となる家屋の居住年の期限を平成三十三年まで延長した。

(二) 法人の県民税

法人税割の標準税率について、百分の一（現行百分の三・一二）とした。

(三) 法人の事業税

平成三十一年十月一日以後に開始する事業年度に係る資本金一億円超の普通法人について、地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定による所得割の税率の特例を廃止した。

(四) 自動車取得税

平成三十一年十月一日に自動車取得税を廃止した。

(五) 自動車税

(1) 自動車税として環境性能割を次のとおり創設した。

ア 課税客体は、道路運送車両法に規定する自動車のうち、普通自動車及び小型自動車のうち三輪以上のものとする。

イ 納税義務者は、自動車の取得者とする。

ウ 課税標準は自動車の取得のために通常要する価額として算定した金額（以下「通常の取得価額」という。）とし、通常の取得価額が五十万円以下である自動車に対しては、環境性能割を課さない。

エ 環境性能割の税率は、百分の一から百分の三までの税率とする。

オ 環境性能割の徴収は、申告納付の方法によりを行い、環境性能割の納税義務者

は、次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれに定める時又は日までに、申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付することとする。

(ア) 新規登録を受ける自動車 当該新規登録の時

(イ) 移転登録を受けるべき自動車 当該移転登録を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日（その日前に当該移転登録を受けたときは、当該移転登録の時）

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げる自動車以外の自動車で、自動車検査証の記入を受けるべき自動車 当該記入を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日（その前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）

(エ) (ア)、(イ)及び(ウ)に掲げる自動車以外の自動車 当該自動車の取得の日から十五日を経過する日

カ 営業用の自動車に対して課する環境性能割の税率を、当分の間、百分の〇・五から百分の二までの税率とする。

(2) 現行の自動車税を種別割とするほか、所要の規定の整備を行つた。

4 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部改正

3(五)に係る改正に伴い、必要な規定の整理を行つた。

5 国際連合の軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例の一部改正

3(五)に係る改正に伴い、必要な規定の整理を行つた。

6 法人の県民税の特例に関する条例の一部改正

平成三十一年十月一日以後に開始する各事業年度において、法人税割の標準税率を超える税率で課する場合の税率については、百分の一・八（現行百分の四）とした。

7 その他

引用条項の整理を行つた。

二 施行期日

- 1 一、一(三)及び一(七)の改正 平成二十九年三月二十二日
- 2 一(二)の改正 平成二十九年四月一日
- 3 一(三)から(五)まで及び一(四)から一(六)までの改正 平成三十一年十月一日

★ ひろしまの森づくり県民税条例の一部を改正する条例（条例第四号）（税務課）

一 改正の要旨

森林の有する公益的機能の維持増進を図るとともに緑豊かな県土の形成に資する施策に要する経費の財源を引き続き確保するため、県民税の均等割の税率を引き上げる特例措置の適用期間を五年間延長した。

二 施行期日

平成二十九年四月一日

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（条例第五号）

（市町行財政課）

一 改正の理由

知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を追加するなどのため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 市町が処理する事務に追加するもの

事務	対象市町
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事務のうち、自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定に係る所得の状況及び負担上限月額の審査等	市町（広島市を除く。）

2 市町が処理する事務から削除するもの

事務	対象市町
火薬類取締法に基づく事務のうち、火薬類の販売営業の許可等	広島市

3 その他必要な規定の整理を行つた。

三 施行期日

平成二十九年四月一日。ただし、二一及び3の改正については平成二十九年五月三十日

日

★ 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（条例第六号）（市町行財政課）

一 改正の要旨

県民サービスの向上と行政の効率化を図るため、住民基本台帳ネットワークシステムによる本人確認情報を利用する事務として、毒ガス障害者救済対策事業に係る健康管理手帳所持者の住所の変更の届出に関する事務などを追加した。

二 施行期日

平成二十九年四月一日

★ 広島県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（条例第七号）（県民活動課）

一 改正の要旨

特定非営利活動促進法の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行つた。

二 施行期日

平成二十九年四月一日



児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する

条例（条例第八号）（障害者支援課）

一 改正の要旨

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ、次のとおり関係条例の規定を整備した。

条 例 名	改 正 の 内 容
児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	放課後等デイサービスを提供する事業所に置くべき従業者を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者とし、そのうちの半数以上を児童指導員又は保育士とすることを事業者に義務付けることなどに伴う関係規定の整備
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	就労継続支援A型を提供する事業者に対して、利用者の希望を踏まえた就労の機会の提供を行うことを義務付けることなどに伴う関係規定の整備
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例	関係規定の整理

二 施行期日

平成二十九年四月一日

★

広島県がん対策推進条例の一部を改正する条例（条例第九号）（がん対策課）

一 改正の要旨

がん対策基本法の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行つた。

二 施行期日

平成二十九年三月二十二日

★

広島県地域医療再生基金条例の一部を改正する条例（条例第十号）（医療介護計画課）

一 改正の要旨

広島県地域医療再生基金に積み立てた額のうち、事業に充てる予定がない額を国に返還することができるよう、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十九年三月二十二日

★

修学資金等の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第十一号）（地
域福祉課）

一 改正の要旨

社会福祉士及び介護福祉士法の一部が改正され、介護福祉士の資格制度が変更されたことなどに鑑み、介護福祉士修学資金を廃止することとし、必要な改正を行つた。

二 施行期日

平成二十九年四月一日



★
風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例（条例第十二号）
(都市計画課)

一 改正の要旨

森林法等の一部を改正する法律において、国立研究開発法人森林総合研究所法の一部が改正され、国立研究開発法人森林総合研究所が国立研究開発法人森林研究・整備機構に改称されたことに伴い、必要な規定の整理を行つた。

二 施行期日

平成二十九年四月一日

★

広島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第十三号）（病院事業局）

一 改正の要旨

県立安芸津病院の診療圏域における医療需要に応じて病院機能を見直し、患者サービスの向上を図るため、地域包括ケア病床の整備等を行うことに伴い、同病院の病床数を変更した。

二 施行期日

平成二十九年四月一日



市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例（条例第十四号）（教育委員会）

一 改正の理由

府中市が義務教育学校を設置することに伴い、義務教育学校に勤務する職員の勤務条件を定めるため、必要な改正を行つた。

二 改正の内容

義務教育学校に勤務する職員の勤務条件を小学校又は中学校に勤務する職員と同様として定めた。

三 施行期日

平成二十九年四月一日



★ 広島県学校職員定数条例及び広島県警察職員定員条例の一部を改正する条例（条例第十
五号）（業務プロセス改革課）

一 改正の理由

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正による
広島市が設置する義務教育諸学校の教職員定数の決定権限の移譲等及び最近の治安情勢
への対処に伴い、職員定数（定員）を変更するため、必要な改正を行つた。

二 改正の内容

1 広島県学校職員定数条例の一部改正

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正による
広島市が設置する義務教育諸学校の教職員定数の決定権限の移譲等に伴い、県立の
中学校、高等学校及び特別支援学校の職員（以下「県立高等学校等教職員」という。
）並びに市町立学校県費負担教職員の定数を次のとおり改正した。

職員	区 分		改 正 前	改 正 後	改 正による増減
	県立高等学校等教職員	市町立学校県費負担教			
職員	五、二九〇人	五、二七〇人	一四、八三六人	九、三七七人	△一〇人
職員	△五、四五九人	△一〇人			

2 広島県警察職員定員条例の一部改正

最近の治安情勢に対処するため、警察官の定員及びその階級別定員を次のとおり改
正した。

区 分	改 正 前		改 正 後	改 正による増減
	五、一六九人	五、一八九人		
警察官	五、一六九人	五、一八九人	△一〇人	
警視	一五二人	一五三人	一人	
警部	三三三人	三三四人	一人	
警部補	一、五一一人	一、五一七人	六人	
巡查部長	一、五六三人	一、五六九人	六人	
巡查	一、六一〇人	一、六一六人	六人	

三 施行期日

平成二十九年四月一日

★

広島県自殺対策緊急強化基金条例を廃止する条例（条例第十六号）（健康対策課）

一 廃止の要旨

国から地域自殺対策緊急強化交付金の交付を受けて設置された広島県自殺対策緊急強化基金の事業が終了することに伴い、当該基金を廃止するため、広島県自殺対策緊急強化基金条例を廃止することとした。

二 施行期日

平成二十九年三月三十一日

★

広島県議会個人情報保護条例の一部を改正する条例（条例第十七号）

一 改正の要旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正することに伴い、引用条項の整理を行った。

二 施行期日

平成二十九年五月三十日